

慶長期駿府城手伝い普請の実態

— 助役大名毛利家の場合 —

Actual Situation of help construction at the Sunpu castle in the Keicho Period
— in case of the Mohri family, Jyoyaku daimyo —

はじめに

慶長十年(一六〇五)四月七日、徳川家康は征夷大將軍の職を子の秀忠に譲ることを朝廷に奏請し、十六日、それが認められ、大御所となった。大御所として、朝廷の官職から自由になり、徳川幕藩体制の基礎固めをすることがねらいではあったが、すでに多くの先学が指摘しているように、これは、大坂方への最後通牒の意味をもたせたものでもあった。將軍職は徳川家が世襲するものであることを内外に示し、大坂城の豊臣秀頼に政権を戻す意思のないことをつきつけるねらいである。

將軍職を譲り、形の上で隠居の身となった家康は、極端な話、自分が築きたいところに城を築くことができたことになる。そのまま、江戸城にいることも可能だったし、新しく隠居城を築くことも可能だった。しかし、家康は、駿府に城を築くことを思いついたのである。

駿府の地が選ばれた理由については、これまでも論じられてきたが、⁽¹⁾要は、駿河国が、大井川・安倍川・富士川の河川で守られ、背後に富士山・箱根山をひかえる要害の地で、そこに築かれる駿府城が「国堅固の

城」だったからである。大坂方との戦いを考えたとき、仮に、大坂方の軍勢が江戸に向けて攻めてきたことを想定した場合、駿府城で防いでいる間に、江戸の將軍秀忠に反撃の態勢を作るねらいであった。

家康が駿府に隠居城を築くことを公にしたのは翌慶長十一年十月のことであるが、『朝野舊聞哀藁』⁽²⁾所収の本多正信発給文書によって、すでに、前年の二月二十六日の時点で、駿河の海野彌兵衛・朝倉六兵衛らに命じ、築城のための材木を集めていたことがわかり、秀忠へ將軍職を譲る前の段階で、すでに家康が駿府城築城を考えていたことがうかがわれる。

このときの駿府城築城にあたり、家康ははじめから天下普請を考えていた。幕府の財政負担を極力低く抑えることはもちろん、外様大名に金を使わせることがねらいであった。

そこで本稿では、手伝い普請⁽³⁾を命じられた長州藩の毛利家を例に、具体的に助役として動員された大名の実態とその対応についてみていくことにしたい。

小和田 哲男

OWADA Tetsuo

(平成十六年九月三十日受理)

一、助役を命ぜられた大名

駿府城築城にあたり、最初に普請奉行に命じられたのは、三枝昌吉・山本重成・滝川忠征・佐久間政実・山城忠久の五人だった。⁽⁴⁾その後、川勝秀氏⁽⁵⁾が加わり、その他、『寛永諸家系図伝』によって安藤正次が奉行だったことがわかり、また、「太田記」（「大永慶長年間略譜」⁽⁶⁾）により、牧助左衛門も奉行となっていたことがうかがわれるので、工事の進捗状況によって、奉行の数が順次ふえていったのではないかと思われる。⁽⁶⁾さて、その助役大名であるが、『当代記』の慶長十二年正月十九日の記事に続けて、

此比、駿河為「普請」、越前・美濃・尾張・三州・遠江衆下る。上方衆去年江戸普請に被^レ下衆、此度駿河へ悉相下。是は何も一万石・二万石、或は千石・二千石とりの少身の衆也。

とあるように、はじめは、越前・美濃・尾張・三河・遠江の五カ国で、しかも少身の者が動員されていたことがわかる。しかし、そのあと、三月二十五日の記事⁽⁷⁾には、

同三月廿五日、五百石之知行に吾人宛人夫配課。駿府普請として可相下^一由也。先伏見江上^二荷物、長持以下駿府江運送すへき由被^三相触^一。是畿内五箇国、丹波・備中・近江・伊勢・美濃給人知行并蔵入合十箇国之人夫也。

とあり、助役大名として動員された範囲は広がっている。

これで見ると、五畿内、すなわち、山城・摂津・河内・和泉・大和と丹波・備中・近江・伊勢・美濃、それに、さきに見た越前・尾張・三河・遠江の十四カ国ということになるが、実際はその十四カ国だけではなく、『朝野舊聞哀藁』によると、池田輝政（播磨姫路五二万石）・池田長吉（因幡鳥取六万石）・加藤嘉明（伊予松山二〇万石）・毛利高政（豊後佐伯二万石）など、中国・四国地方はもとより、遠く九州の大名も含まれていたのである。長門萩三九万六〇〇石の毛利秀就⁽⁸⁾もその一人であった。

なお、さきに引用した『当代記』の慶長十二年三月二十五日の記事では、「五百石之知行に吾人宛」とあったが、『徳川実紀』の「台徳院殿御実紀」には「五百石に三人の制なり」とあるので、五〇〇石に三人の割で人夫を出すことが求められていたことがわかる。五万石の大名だと三〇〇人、五〇万石の大名だと三〇〇〇人なので、これはかなり重い負担である。

しかも、毛利家の場合は、前年六月まで江戸城の天下普請にも助役大名として動員されており、引き続きの手伝い普請となった点もみておかなければならない。

二、毛利輝元の対応

毛利秀就のもとに、駿府手伝い普請の沙汰がいつあったかについては明らかではない。現在、史料的に明らかでない限りでは、慶長十二年四月十二日付の益田元祥宛毛利輝元書状⁽⁹⁾が、毛利方の動きとしては一番早いものではないかと思われる。

それは、全文五カ条からなる長文の書状であるが、その一条目・二条目が駿府城手伝い普請にかかわるものである。すなわち、

一 駿府御普請御急付而、大工以下被召下候哉、江戸方之御取籠之砌二候之間、手前作事之大工以下も相違之子細候歟、無心元候、なにとそ才覚專一候、大坂辺之大工不居合分、妻子以下糺明之事共候哉、是程之被仰付様候まゝ、最前請取之大工首尾相違候てハと心もとなく候、左候とても別段之短足も成ましく候つる、其もとに

ての肝煎ならてハ成ましく候、様子追々可被申越候

一 伏見之御物并御番衆已下迄、悉駿府被召下候哉、就夫取々内説共申候哉、定而不実之儀たるへく候、趣追々可被申越候

とあるように、「駿府御普請」への助役が命ぜられることを想定し、あらかじめ、大工などの工匠を確保しておくべきことを指示している。さらに元就は、同日付でもう一通、同じく益田元祥に書状をしたためている。

自筆にて可申候へとも、少虫氣にて無其儀候

態可申存之処、江戸へ飛脚遣候条、先申候

一 駿河御普請被仰付之由候之条、万事手前之普請差置之、用意申付候、弥手前調不相成候、于今無御触候、此実左右承度存計候

一 一番匠共も駿府へ悉被召寄候付而、其許雇之番匠も可相違之由、氣遣察申候、福越幸能時分罷下候条、彼才覚可在之とハ存候

一 一材木手子之衆之儀二付而被申越候つ、其段申付候、委細者各より可申候、かしく

卯月十二日 宗瑞御判
益 玄 まいる

ここには、駿府城の手伝い普請に関することだけが記されており、しかも、文面からすると、「駿河御普請被仰付之由候」とあるように、毛利家にも正式に助役の命令があったことがわかる。なお、宛名の益玄は益田玄蕃頭の略で益田元祥のこと、文中の福越は福原越後守の略で福原広俊のことで、ともに毛利家の重臣である。宗瑞というのは、輝元の出家後の法号であり、以後、駿府城の手伝い普請に関しては、隠居の身の宗瑞の名でさまざまな命令が下されることになる。

動きがさらに具体的になるのは四月二十日である。この日、輝元は同じ益田元祥にさらに詳細な指示をしている。

尚々、駿府御普請付て、羽（池田輝政） 三左・伊達（政宗）など用意才覚之趣立聞

被申越候、得其意候、井（井出正次） 志摩・大（大久保長安） 石州者伊豆の銀山へ被越

候て、福越此度直談ならず候故、伊豆山の材木様子不相聞候由無心元候、又けやけの道具の事ハ、昨日出船申付候、日より次第可為上着候、此之段者佐 長所よりくわしく可申候

駿府御普請必定付て、福越所より到来之書状、其許飛脚はや船にて被差下候、只今返事遣候之間、越後所へ可被相届候、多分此節者伏見迄可罷上紙面候

一 右之御普請之儀、今度作事に取籠、更以不能校量候、然共此御普請者公儀向之事にて候、作事之事者、且者内儀にて之調候まゝ、縦不足の事候共、先以諸家並の役儀者申付候へて不叶候、分別前に候江戸に置候二百余人の人数の事、福越所より申越候ハ、先駿府へ引候て、越中納言（信濃守）様より御引渡之町場・こやなどをもうけ取、番をも申付、大石をほらせ、くり石をも手より可然時とらせ置候者

一方来秋之たよりに可罷成候よし申越、尤之儀候まゝ、其分に五左所（見立）へも申遣候間、御方より同前に可被申候、左候て江戸ニ而家作之人

つかいには、山越をやとい可申付迄に候、前後造佐（造）同前と候ても、公儀・内儀之仕わけ如此候ハね者、らち不明候まゝ、幾よりも此分に存候、よくく手向をしらへ候へてハ、越後所より申ましく候、可有其心得候

一 石きりの儀、ミかけ之ものをやとい候て差下可然之由、越後申越候、定而頭まハし仕候もの一両人之儀たるへく候、其許ませ事之やうに候へとも、一人ミかけへ差遣候て有之事候者、やとい候て一両日中二佐々（佐々部五郎） 又右駿府へさしくたし候まゝ、同前にさしくたし度候、去年之御普請ほとに候へ者当家のものとも石をはめ形こなし候まゝ、入まじき儀二候へとも、諸家にミかけのものやとハれ候て、さらを被仕候二、手筈相違候て見くるしきなと候へ者いかゝ

に候まゝ、右之分申事候

一曾四郎兵へ昨日下着候、其許作事之様子物かたり仕候、大篇之調即時に被申付のよし祝着候、最前如申候、かやうの出入をも切々可申候を、近日ちと虫氣之心さし出候て、書状なとかき候事ひかへ候、万事祝言ハ日限定候まゝ、弥かやうの御役儀取ませ、事不行事候とも、爰許往返之間合ニも不及引取、氣遣頼入申候、銀子方之事者最前申候ごとく、佐長と可有談合候、適々大篇之事共かさなり候者、校量もはつれ候事たるへく候へとも、可成所迄かいふん可申付候、無退屈肝煎肝要候

一伏見御物御番衆以下、駿府へめしくたされ、又大坂辺之風説之趣をも度々被申越候、得其意候、如紙面為何事も有ましく候、何もめつらしき儀候者追々可被申候、広家事も駿府被罷下候へたと存候、やかて佐々又右差上せ候まゝ、委細可申候、かしく

卯月廿日 宗瑞御判
益 玄 まいる

この時期、輝元は伏見にいた。江戸の福原広俊からの書面で、輝元も「駿府御普請必定」と判断し、益田元祥に、職人の確保、資材の準備にかからせている。注目されるのは石切職人の確保で、御影石の産地である御影の石工を雇うよう指示している点である。

それとともに、追而書の部分も興味深い。江戸からの情報で、池田輝元や伊達政宗らが「駿府御普請」のための準備をしていることを知り、輝元自身、相当、焦っている様子がうかがわれる。

慶長十二年は四月のつぎに閏四月が入る。その閏四月八日、輝元は、四月二十日付益田元祥宛長文の書状にも「佐々又右」として名前の出た佐々部又右衛門元茂に、駿府城手伝い普請に用いる道具類の準備にかからせている。すなわち、

猶々、普請道具調之事、少も緩てハ不可然候、其段不及申遣候、やかて五月中旬よりハ普請之もの差下候、可得其心候、以上

其方事、定而頓駿府可被着候、普請道具之事調いか候哉、可申越候、各用意之躰可聞合事簡要候、右之趣可注進候、委細從各所可申聞候、かしく

潤卯月八日 (毛利輝元)
(花押)
佐々部元茂 又右

とあるように、佐々部元茂をいち早く駿府に向かわせ、普請道具の準備にかかるよう命じている。また、この文書から、普請人足本隊は五月中旬に駿府に到着する計画だったこともうかがえる。

このころになると動きは急で、翌閏四月九日には、桂元信と児玉元昌に、人数を召連れて駿府に向かうよう命じている。

駿府普請之儀、福越後申聞候故、人数召連候て罷越之由、辛勞祝着候、追々趣可申聞候、弥心遣肝要候、かしく

閏四月九日 宗瑞御判
御判

桂九郎右衛門とのへ
児玉与右衛門とのへ

そして、いよいよ閏四月十日、輝元から「覚」と「駿府御普請付而申聞条々」が発せられ、手伝い普請が一気に本格化するのである。まず、「覚」は、

覚

一屯組人数三百式拾人余に相定候事

付、六月朔日より御普請相始候間、駿府着、五月廿日かきりに可罷着之事

一 自身遣候もの百石に忝人、自身不遣之もの百石ニ三人、定衆百石

ニ 忝人半之配に申付候事

付、駿府へ之人数、としより・わらハへ禁制之事

一 車一組に三領宛之事

付、車之儀者先様にて調置候間、出銀にて可相調之事

付、綱・石割道具・くさり之事

一 壹組より鍛治忝人宛之事

付、くろかね之事

一 鍬・かなはう・鶴のはし・つき鍬、壹組より百人分宛用意可仕事

一 忝人別銀子五拾目宛、其もの手判にて、於爰元普請奉行ニ相渡、先

様にて請取、役儀可相調之候、右之外忝拾目は、一人別普請之も

のに持せ可差上之事

一 忝百石より上、自身不遣もの、百石ニ銀子壹枚宛可差出之事

付、右之銀子、いづれも今月廿日・廿一日兩日を限ニ、前原休閑元休

木原二郎兵衛ニ可相渡之事

一 自身罷上候もの、忝百石より馬可差上之事

付、二三百石より人数つれ次第、扶持方・馬のはミ可遣之候、

自然馬人共に役ニ不立やうに仕候ハ、追而聞付、理可申聞之

事

一 去年つかハし候もの、又此度差上候ものにハ、心を付可遣之事

一 右之役目可相調之段、一通之事

付、不相成者は只今理之事

以上

(慶長十二年) (毛利輝元)

壬卯月十日 (黒印)

福原越後守とのへ

井原四郎右衛門尉とのへ

とあり、具体的な組織編成や持道具のことなどがこまかく規定されている。これで見ると、毛利家の丁場では、六月一日をもって普請開始の予定だったことがわかる。「としより・わらハへ禁制之事」とあり、石高で決められた人数をただ出せばよいのではなく、実際に重労働に耐えられる成人男子の徴発が行われていたのである。

もう一つの「駿府御普請付而申聞条々」の方は、服務規定といった性格のもので、全文十一カ条からなっている。すなわち、

駿府御普請付而申聞条々

一 諸法度之儀者、公儀御下知次第可存其旨事

一 他所衆与申分有之時者、批判次第可相澄候、人を不失落着仕候者、

其後此方之ものをは曲事に可申付事

一 家中之喧嘩之儀者、不論是非、一結に可申付事

一 町場へ罷出候事、朝は六ツ以前、晩は六ツ時可罷帰事

一 自身町場へ罷出候事、露頭仕たる病氣ならば、検使ヲ遣見届、罷

出候事可有有免事、於虚病者、為過怠百石に忝人充普請夫可出事

一 此度為普請差遣候もの、不寄高下役儀心かけ候て仕候者、又緩仕

候もの、無用捨可令注進候、其上を以褒貶可有之候、右之次第兩

人於用捨者、不可有曲事

一 他家之衆与より合一切停止之事

一 善悪共に世間之沙汰仕間敷事

一 相撲夜あるき停止之事

一 傍輩中振舞などに不入造作仕間敷事

付、普請場にてより合弁当振舞停止事

一 右之外、福越・井四郎右申次第可相調候、自然難渋之もの於

有之者、爰許不及相伺、成敗可申付之由堅申聞候事

以上

慶長拾貳年壬卯月十日
(毛利輝元)
(黒印)

福原越後守とのへ

井原四郎右衛門尉とのへ

というもので、文中、「他所衆」とか「他家之衆」とみえるあたりに手伝い普請の様子をうかがうことができる。他の大名家からも同じように人夫が大量に動員されていたわけで、そのトラブル回避に腐心していたのである。

ここに「町場」とあるのは丁場、すなわち、分担された工事の持場のことで、朝は六ツ(午前六時)から、晩の六ツ(午後六時)まで、十二時間の労働が義務づけられていた。このきびしい長時間労働のせいで、駿府城の普請現場では、鳥目の者が続出するというあり様であった。

『当代記』の慶長十二年六月十四日の条に、

駿府江戸普請于^レ今緊き事不^レ斜。下々の者共、及^二晩には、一円眼

不^レ見と云々。

と記されている。

三、普請の進捗状況

駿府城手伝い普請の毛利家の丁場では、予定通り、六月一日から工事にとりかかったものと思われる。駿府城関係の史料、毛利家関係の史料にもそのことを明記したものはないが、逆に、工事開始日が延びたことを記した史料もないので、六月一日にはじまったものとみてよいであろう。

その後、輝元文書で、駿府城の手伝い普請に言及した文書はしばらく

見えなくなる。輝元としては、「覚」と「駿府御普請付而申聞条々」通りに履行され、現場で担当者の差配にまかせるといふつもりだったと思われる。

工事がまだはじまらない段階で、現場から、現場監督ともよぶべき物頭を増員するよう輝元に要請があったらしい。そこで輝元は、新たに志道五郎左衛門元幸を物頭として下すことになった。それがつぎの輝元書状である。

其方之儀、今度当郡普請衆為物頭自身指上候条、早々罷出、来廿日在上着、福越相談候而町場被請取候、林志摩^(元善)同前物頭ニ申付候間、諸事可相談候、代衆之事者以注文申候、委細両三人可相達候、法度書以下者福越所迄指上候間、彼方可申渡候、万事此一手之事其方并林志摩下知次第可仕之由申聞候条、無惶外聞よきやうニ氣遣肝要候、人数之儀ハ廿五日伏見上着候へと堅申付候、其内可有上国事専一候、かしく

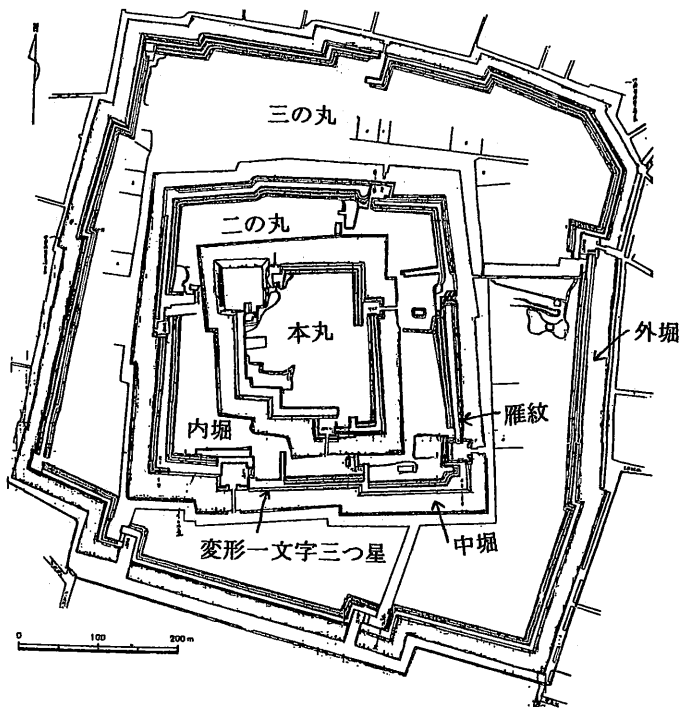
宗瑞公

五月七日 御判

志道^(元善)五郎左衛門とのへ

ただ、ここには、「当郡普請」とあり、また、文中、駿府城という言葉がみえないことから、私は、はじめ駿府城の手伝い普請の文書とは考えていなかった。ところが、「毛利三代実録」巻之四十二に、「公書^(輝元)ヲ志道五郎左衛門元幸ニ賜ヒ、土木助役ノ物頭ヲ命シ、本月廿五日ヲ以テ発シテ駿府ニ至リ林志摩守ト同シク工事ヲ董督セシム」とあり、また、その後の文書で志道元幸が駿府城の手伝い普請にかかわっていることが明らかである。したがって、志道元幸が、この段階で新たに物頭役として加わったことはまちがいない。

では、このとき、毛利家が分担した丁場は駿府城のどのあたりだった



駿府城実測図 (国立国会図書館蔵)
 (明治7年8月陸軍築城部本部迅速測図に、曲輪名などを加筆)

のだろうか。周知のように、大御所家康の隠居城として築かれた慶長期の駿府城は、左に図で示したように、本丸・二の丸・三の丸の三つの曲輪からなり、本丸のまわりを二の丸が取りかこみ、その二の丸をさらに三の丸が取りかこむという、いわゆる輪郭式の縄張りとなっていた。

このあと、同じように天下普請として手伝い普請があった名古屋城の場合には、丁場割の絵図が残されており、どこをどの大名が分担したかがわかっていて、ところが、駿府城の場合はそのような絵図も残されておらず、また、毛利家の関係史料にも、駿府城のどの部分を丁場として引き請けたかの記載はなく、文献史料から追いかけることは不可能である。わずかに、六月二十八日付の志道元幸宛輝元書状により、「二之曲輪御普請」云々とあるので、二の丸を分担したことがわかるだけである。

しかし、全く手がかりがないわけではない。実は、駿府城の石垣には刻印があり、その刻印を手がかりに、毛利家の丁場の位置を推定することができるのである。

小野田護氏の研究²⁰⁾によって、毛利家が使った刻印に「**と**」の二つがあることが明らかにされている。**は**雁紋であり、**は**は毛利家の家紋である一文字三星紋の簡略形と思われる。この二つの刻印が確認される場所は毛利家の丁場だった可能性が高いということになる。

小野田氏の発見場所をさきの図の上に示してみたが、どうやら毛利家は二の丸と三の丸の間の堀(中堀)と石垣を分担していたらしい。しかし、この二カ所の間には、他の刻印もみられるのである。全部を毛利家がまとめて請け負っていたようではない。前述した名古屋城の丁場割の図でも、丁場がかなり細分化され、大名がたとえば、二の丸の東面を一括して請け負うという形にはなっておらず、これは、駿府城の刻印の残り具合からも確認できるのである。

ふつうに考えれば、二の丸の南側の面と西側の面の石垣をまとめて積んだ方が効率的なはずである。あえて、それをしていないことの理由については不明というしかない。

こうした丁場が入り組むことが事前にわかっていたため、輝元は前述の閏四月十日付の「駿府御普請付而申聞条々」で、「他家之衆」とのトラブルがおきないように、念を入れていたのであろう。

工事は文字通りの突貫工事で進められた。毛利家の例ではないが、加賀藩前家では、あまりに酷使されるのに耐えかね、人夫が逃亡するなどということもおきている。朝六時から夕方六時まで働かされたわけで、工事は進捗しても、人夫たちの身体は極限状態だったものと思われる。

工事は、そうした人夫の犠牲の上に順調に進められ、ある程度できあがり、物頭役を命ぜられた志道元幸に対し、輝元から帷子が褒美として

贈られている。六月三十日付の輝元の書状(24)をつぎにあげておく。

一書申遣候、其元御普請日夜肝煎辛勞之通具聞届候、其故御普請も相調由安堵候、弥福越後・井四郎右相談、由断有間敷事肝要候、仍帷子二遣候、委細渡辺(25)太郎左衛門可申候、かしく

六月卅日 宗瑞公 御判

志五郎左

「御普請も相調由」といつているところをみると、かなり完成に近づいていたのであろう。輝元も、物頭だけでなく、実際に働く人夫たちの「日夜」の「辛勞」については承知していたものと思われる。

毛利家が分担した二の丸の工事は七月に大体終ったらしい。七月十四日付益田元祥宛輝元書状(24)に、

一駿府御普請もはや相調候て、各隙明候よし太慶候

とある。しかし、駿府城の工事はさらに三の丸の工事へと進んでおり、毛利家も、その三の丸の工事に動員される可能性もあつたらしく、そのまま駿府に待機していたようである。

輝元は、三の丸の工事に動員されることを覚悟していたらしいが、幸い、三の丸の工事はまぬがれることができた。八月三日付の益田元祥宛輝元書状(24)に、

一如仰駿府御普請之儀も無緩之由候、三之丸之御普請者此度者不被仰付之由候間、やかて可明隙と可然候

とあるように、三の丸の普請が命ぜられなかったことを知り、輝元も安堵の胸をなでおろしている様子がうかがえる。

十月四日、毛利秀就に対し、徳川家康から御内書(25)が出されている。すなわち、

今度駿府普請付而、其方入念堅申付故、差越候者共入精、早速出来、

感悦思食候也

(慶長十二年)

十月四日

(徳川家康)
(黒印)

毛利藤七郎とのへ(秀徳)

という短いものである。駿府城の手伝い普請に対する慰勞の言葉がみえるので、毛利家の助役はこれで一段落したことがわかる。おそらく、その後、人夫たちは帰国の途についたものと思われる。

四、慶長十三年の再築と毛利家

本来なら、駿府城の手伝い普請としての毛利家の助役はこれで終るはずだった。ところが、その年の十二月二十二日、奥女中の火の不始末から、できあがったばかりの城内の建物がすべて焼失するという事態となつた(26)。

駿府城の火事の模様は、飛脚の通報で早くも二十五日には伏見の輝元の耳にも達していた。輝元は、まだ駿府に残っていたと思われる物頭役の志道元幸に書状を出し、その後の善後策を児玉元兼と相談するよう指示している。それがつぎの文書である(27)。

其元御城火事之儀付而、兩人迄飛脚差越之通承知候、早々念を入申越候段祝着候、為歳暮之使罷下候由辛勞候、委細若狹所迄可申候、謹

言

十二月廿五日 秀就公 御判

志道五郎左

しかし、火災直後の段階では、幕府の方から何もいつてきてはおらず、毛利家としても特に対策を講じていた気配はみられない。ようやく、年

が明けて慶長十三年（一六〇八）一月十五日になり、幕府の普請奉行から指示があつた。^(脚) すなわち、

急度申入候、仍二之丸堀、当年五月初時分る千石夫にて御ほらせ可被成之旨、最前申触候へ共、今度駿府御火事ニ付而、御普請殊外御急依被成、右之千石夫御やとい被成、自余之御普請先可被仰付之旨、御錠ニ候間、其御心得被成、片時も御急御人足御指下尤ニ存候、為其如此ニ候、恐惶謹言

正月十五日

山本新五左衛門^(重政)

滝川豊前^(忠世)

佐久間河内守^(政孝)

山代宮内^(忠久)

佐藤駿河^(忠忠)

牧助右衛門^(元助)

毛利藤七様^(宗忠)

人々御中

とある。これで見ると、当初の予定でも、当年、すなわち慶長十三年五月のはじめから二の丸の堀の工事に毛利家が助役として動員されるはずだったことがわかる。「千石夫にて」というのは、一〇〇〇石につき一人の夫を負担するというものである。それが、不慮の火災によって、大急ぎで人夫を指し下すようにと、命令が変更となつた。

それをうけて二月十二日、輝元は「定」二通を発し、具体的な指示を行っている。まず一通の「定」は、

定

一普請之もの、三月五日駿府可罷着之由申聞せ候之間、遅参之もの

ハ日数次第人数に引合、不足之日数可召遣事

一 百五拾石に壹人宛相定候事

一 去年駿府へ自身罷越ものゝ役目、式百石に壹人宛之事

一 今度差上せ候自身の者、役儀之人数は差置候、俄差上せ候と申、

於先様組之事肝煎申付に付而、右之分ニ候之条、此度計之事

付、於先様人数入事候ハ、分際に可遂馳走之事

一 自身之もの召連候人数相究候て、有別扶持方可遣之事

一 式百石持には馬之はミ遣候事

一 俄差遣儀候条、普請之もの堪忍分之儀、先々銀子取替候而、去年下

行仕候様に可申付候、銀子調之儀者、去年之辻を以、爰元にて可請

取之事

以上

慶長拾三 (毛利輝元)

二月十二日 (花押)

井原四郎右衛門尉とのへ

というもので、三月五日までに駿府に到着するようにとか、一五〇石につき一人ずつ人夫を出すようにといった具体的な手順について記されたものである。

もう一通の「定」は、

定

一 諸法度之儀者、公儀御下知次第可存其旨之事

一 他所衆と申分有之時者、批判次第可相澄候、人をうしなハす落着仕

候者、其後此方之ものをハ曲事に可申付之事

一 家中之喧嘩之儀者、不論理非一結に可申付事

一 町場へ罷出候事、并晚日普請あげ候事ハ、他所之衆見合可申付候

間、其旨を無油断内々可申聞之事

一 科料之儀者、如去年可申付之事

一 病人之儀、能々撰作可申付之事

付、出人被召遣時者、病人をも日料を以可相勤之事

一走もの死人之儀者、其組中として役儀仕ふさき候事

一善惡ともに世間之沙汰仕まじき事

一相撲・夜あるき停止之事

一右之外何篇申付儀難渋之もの有之者此方へ不被注進、曲事に可申付事

以上

慶長拾三

二月十二日

(毛利輝元)
(花押)

井原四郎右衛門尉とのへ

というもので、この方は、前年の慶長十二年閏四月十日付で出された「駿府御普請付而申聞条々」とほぼ同じ内容で、服務規定といった趣である。毛利家にとつての第二期工事ともいうべき慶長十三年の再築工事は、火災で焼失した建物の作事が中心だったため、手伝い普請の規模は小さく、そのため、輝元本人からの指示は第一期工事にくらべると激減している。やや注目されるのは、つぎの児玉元兼・同景唯の連署書状（四）くらいのものである。

尚々秀頼様御庖瘡被遊付而、為御使直様被進候、委細直ニ可被申上之候、以上

児玉与右衛門方被差上候、御番中無緩所勤候、殊ニ駿府御普請肝煎、其外方々御使以下被仰付候、打続辛勞被仕候、宿所江茂御成候而御振舞被申上、御脇差念入之進上之候、於其元能々被成御披露被加御意候様ニ尤存候、恐惶謹言

児玉若狭守

三月七日

元兼

児玉五左衛門

景唯

広俊様（編）

榎中太様（編）

佐長門様（編）

人々御中

これによって、三月七日の時点で、駿府城の手伝い普請が、「打続辛勞」をともなうて進行中だったことがわかる。

毛利家が分担した二の丸の堀の工事が一応終了したのは六月であった。それは、六月十八日付の相杜元縁宛輝元の書状（四）に、

一其元御普請之儀、堀一とをりハ定而はや可相調候、此後何程之御普

請共に候哉、取沙汰之趣可申越候、万事井（井原元包）四郎右相談旨儀可

然やうに肝煎専一候、其段不及申候

とみえるからである。ここには「其元普請」とだけあって、駿府城の普請だとは書かれていないが、井原元以がかかっているの、駿府城の手伝い普請のこととみてまちがいない。そこに「堀一とをりハ定而はや可相調候」とあることから、一応の完成とみたわけである。このあと、毛利家関係の史料に駿府城の築城工事のことはみえないので、工事が終了次第、武士・人夫ともに順次、帰国の途についたものと思われる。ちなみに、その少しあとの八月二十日、天守閣の上棟式が行われている。

おわりに

これで、毛利家の駿府城手伝い普請は終わった。駿府城の場合は、火災があつたため二度の助役となつたわけである。

その前には、江戸城の修築にも動員されており、相当な財政負担だつ

たと思われる。これは、外様大名が幕府に対し反旗をひるがえすことのないよう、財政面からしめつける施策の一環であるが、同時に、将軍と大名の力の差を誇示するねらいもあった。

このあと毛利家は引き続き、同年八月から丹波篠山城の築城に動員され、それが終ると、今度は慶長十五年（一六一〇）二月からは尾張名古屋城の築城に動員されているのである。

注(1) 江戸時代の史料としては、「廓山和尚供奉記」と「宝台院記」があり、その詳細については、拙稿「徳川家康の駿府築城と城下町」（小和田哲男著作集第七巻『戦国城下町の研究』二〇〇二年、清文堂）を参照されたい。

(2) 『朝野舊聞哀藁』第十二巻、六六六ページ。

(3) 手伝い普請に関しては、善積（松尾）美恵子氏「手伝い普請について」（『学習院大学文学部研究年報』十四号、一九六八年）がくわしい。また、白峰旬氏は、『日本近世城郭史の研究』（一九九八年、校倉書房）の中で、同時代史料の表現である「公役普請」の語を使っている。

(4) 『慶長日記』（元浅草文庫本）慶長十二年正月二十五日条。

(5) 「台徳院殿御実紀」巻五、慶長十二年五月二十六日条に、在職のまま駿府で没したことがみえる。『国史大系』三十八巻『徳川実紀』第一篇、四三八ページ。

(6) 『当代記』巻四、九九ページ。

(7) 同右書、一〇一〜一〇二ページ。

(8) 毛利秀就は輝元の長男で、慶長五年（一六〇〇）に輝元が隠居したのにもない家督をついでいる。そのため、手伝い普請のときの藩主は秀就だった。しかし、まだ十三歳と若く、また、病気がちだったため、助役に関する差配はすべて隠居の身の輝元がとりしきっていた。

たため、助役に関する差配はすべて隠居の身の輝元がとりしきっていた。

(9) 「益田頼母譜」譜ま―二九（『毛利三代実録考証』九六巻『山口県史』資料編 近世1下）三〇八ページ。

(10) 同右書、三〇九〜三一〇ページ。

(11) 同右書、三一〇〜三一〇ページ。

(12) 「佐々部又右衛門譜」佐々部啓晴氏蔵佐々部家文書（『毛利三代実録考証』九六巻『山口県史』資料編 近世1下）三二四ページ。

(13) 「閩閩録 百 児玉惣兵衛」『萩藩閩閩録』第三巻 一八八ページ。

(14) 『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之四、三四八〜三五〇ページ。

(15) 同右書、三五〇〜三五二ページ。

(16) 注(6)書、一〇七ページ。

(17) 「志道什書」譜し―三（『毛利三代実録考証』九七巻『山口県史』資料編 近世1下）三三三ページ。

(18) 『山口県史』資料編 近世1上、一二六ページ。

(19) 「名古屋城普請帳場割図」および「名古屋城石垣丁場割図」。ともに名古屋市蓬左文庫所蔵。

(20) 石垣符号ともいう。

(21) 小野田護「駿府城の石垣のふる里と刻印」（小和田哲男・小野田護・杉山元衛・黒澤脩共著『家康と駿府城』一九八三年、静岡新聞社）。

(22) 「志道什書」譜し―三。注(17)書、三三三ページ。

(23) 「益田什書」譜ま―二九（『毛利三代実録考証』九七巻『山口県史』資料編 近世1下）三三二ページ。

(24) 同右書、三三三ページ。

- (25) 『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三、三五〇ページ。
- (26) その詳細については前掲注(1)の拙著でふれているので、ここでは省略する。
- (27) 注(17)書、三四七ページ。
- (28) 「福原家証文」毛利家文庫巨室一四(「毛利三代実録考証」九八巻『山口県史』資料編 近世1下) 三五二ページ。
- (29) 注(14)書、三五四〜三五五ページ。
- (30) 同右書、三五二〜三五四ページ。
- (31) 注(13)書、一八九ページ。
- (32) 「相杜伊織譜」譜す―三六(「毛利三代実録考証」九八巻『山口県史』資料編 近世1下) 三七二ページ。